

## 不動産登記規則

平成17年 2月18日 法務省 令 第18号

不動産登記規則等の一部を改正する省令

平成23年 3月25日 法務省 令 第5号

改正前	改正後
- 本則 -	
施行日：平成23年 4月 1日	
<p>(登記記録の閉鎖)</p> <p>第八条 登記官は、登記記録を閉鎖するときは、閉鎖の事由 <b>及びその年月日</b>を記録するほか、登記官の識別番号を記録しなければならない。 <b>この場合において、登記記録の全部を閉鎖するときは、閉鎖する登記記録の不動産の表示（法第二十七条第一号に掲げる登記事項を除く。）を抹消する記号を記録しなければならない。</b></p>	<p>(登記記録の閉鎖)</p> <p>第八条 登記官は、登記記録を閉鎖するときは、閉鎖の事由、閉鎖の年月日及び閉鎖する登記記録の不動産の表示（法第二十七条第一号に掲げる登記事項を除く。）を抹消する記号を記録するほか、登記官の識別番号を記録しなければならない。 ◆削除◆</p>
- 本則 -	
施行日：平成23年 4月 1日	
<p>第二節 地図等 (地図)</p> <p>第十条 地図は、地番区域又はその適宜の一部ごとに、正確な測量及び調査の成果に基づき作成するものとする。ただし、地番区域の全部又は一部とこれに接続する区域を一体として地図を作成することを相当とする特段の事由がある場合には、当該接続する区域を含めて地図を作成することができる。</p> <p>2 地図の縮尺は、次の各号に掲げる地域にあっては、当該各号に定める縮尺によるものとする。ただし、土地の状況その他の事情により、当該縮尺によることが適当でない場合は、この限りでない。</p> <p>一 市街地地域（主に宅地が占める地域及びその周辺の地域をいう。以下同じ。） 二百五十分の一又は五百分の一</p> <p>二 村落・農耕地域（主に田、畑又は塩田が占める地域及びその周辺の地域をいう。以下同じ。） 五百分の一又は千分の一</p> <p>三 山林・原野地域（主に山林、牧場又は原野が占める地域及びその周辺の地域をいう。以下同じ。） 千分の一又は二千五百分の一</p> <p>3 地図を作成するための測量は、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第二章の規定による基本測量の成果である三角点及び電子基準点、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により認証され、若しくは同条第五項の規定により指定された基準点又はこれらと同等以上の精度を有すると認められる基準点（以下「基本三角点等」と総称する。）を基礎として行うものとする。</p> <p>4 地図を作成するための一筆地測量及び地積測定</p>	<p>第二節 地図等 (地図)</p> <p>第十条 地図は、地番区域又はその適宜の一部ごとに、正確な測量及び調査の成果に基づき作成するものとする。ただし、地番区域の全部又は一部とこれに接続する区域を一体として地図を作成することを相当とする特段の事由がある場合には、当該接続する区域を含めて地図を作成することができる。</p> <p>2 地図の縮尺は、次の各号に掲げる地域にあっては、当該各号に定める縮尺によるものとする。ただし、土地の状況その他の事情により、当該縮尺によることが適当でない場合は、この限りでない。</p> <p>一 市街地地域（主に宅地が占める地域及びその周辺の地域をいう。以下同じ。） 二百五十分の一又は五百分の一</p> <p>二 村落・農耕地域（主に田、畑又は塩田が占める地域及びその周辺の地域をいう。以下同じ。） 五百分の一又は千分の一</p> <p>三 山林・原野地域（主に山林、牧場又は原野が占める地域及びその周辺の地域をいう。以下同じ。） 千分の一又は二千五百分の一</p> <p>3 地図を作成するための測量は、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第二章の規定による基本測量の成果である三角点及び電子基準点、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により認証され、若しくは同条第五項の規定により指定された基準点又はこれらと同等以上の精度を有すると認められる基準点（以下「基本三角点等」と総称する。）を基礎として行うものとする。</p> <p>4 地図を作成するための一筆地測量及び地積測定</p>

<p>における誤差の限度は、次によるものとする。</p> <p>一 市街地地域については、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）別表第五に掲げる精度区分（以下「精度区分」という。）甲二まで</p> <p>二 村落・農耕地域については、精度区分乙一まで</p> <p>三 山林・原野地域については、精度区分乙三まで</p> <p>5 国土調査法第二十条第一項の規定により登記所に送付された地籍図は、同条第二項又は第三項の規定による登記が完了した後に、地図として備え付けるものとする。ただし、地図として備え付けることを不相当とする特別の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>6 前項の規定は、土地改良登記令（昭和二十六年政令第百四十六号）第五条第二項第三号又は土地区画整理登記令（昭和三十年政令第二百二十一号）第四条第二項第三号の土地の全部についての所在図その他これらに準ずる図面について準用する。</p>	<p>における誤差の限度は、次によるものとする。</p> <p>一 市街地地域については、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）別表第四に掲げる精度区分（以下「精度区分」という。）甲二まで</p> <p>二 村落・農耕地域については、精度区分乙一まで</p> <p>三 山林・原野地域については、精度区分乙三まで</p> <p>5 国土調査法第二十条第一項の規定により登記所に送付された地籍図は、同条第二項又は第三項の規定による登記が完了した後に、地図として備え付けるものとする。ただし、地図として備え付けることを不相当とする特別の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>6 前項の規定は、土地改良登記令（昭和二十六年政令第百四十六号）第五条第二項第三号又は土地区画整理登記令（昭和三十年政令第二百二十一号）第四条第二項第三号の土地の全部についての所在図その他これらに準ずる図面について準用する。</p>
---	---

- 本則 -

施行日：平成23年 4月 1日

<p>◆追加◆</p>	<p>(受付帳)</p> <p>第十八条の二 受付帳は、登記の申請、登記識別情報の失効の申出及び登記識別情報に関する証明についてそれぞれ調製するものとする。</p> <p>2 受付帳は、書面により調製する必要がある場合を除き、磁気ディスクその他の電磁的記録に記録して調製するものとする。</p>
-------------	---

- 本則 -

施行日：平成23年 4月 1日

<p>第四節 雑則 (保存期間)</p> <p>第二十八条 次の各号に掲げる情報の保存期間は、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 登記記録（閉鎖登記記録（閉鎖した登記記録をいう。以下同じ。）を除く。）永久</p> <p>二 地図及び地図に準ずる図面（閉鎖したものを含む。）永久</p> <p>三 建物所在図（閉鎖したものを含む。）永久</p> <p>四 土地に関する閉鎖登記記録 閉鎖した日から五十年間</p> <p>五 建物に関する閉鎖登記記録 閉鎖した日から三十年間</p> <p>六 共同担保目録 当該共同担保目録に記録されているすべての事項を抹消した日から十年間</p> <p>七 信託目録 信託の登記の抹消をした日から二十年間</p> <p>八 受付帳に記録された情報 受付の年の翌年から十年間 ◆追加◆</p> <p>九 表示に関する登記の申請情報及びその添付情報 受付の日から三十年間（第二十条第三項</p>	<p>第四節 雑則 (保存期間)</p> <p>第二十八条 次の各号に掲げる情報の保存期間は、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 登記記録（閉鎖登記記録（閉鎖した登記記録をいう。以下同じ。）を除く。）永久</p> <p>二 地図及び地図に準ずる図面（閉鎖したものを含む。）永久</p> <p>三 建物所在図（閉鎖したものを含む。）永久</p> <p>四 土地に関する閉鎖登記記録 閉鎖した日から五十年間</p> <p>五 建物に関する閉鎖登記記録 閉鎖した日から三十年間</p> <p>六 共同担保目録 当該共同担保目録に記録されているすべての事項を抹消した日から十年間</p> <p>七 信託目録 信託の登記の抹消をした日から二十年間</p> <p>八 受付帳に記録された情報 受付の年の翌年から十年間 (登記識別情報に関する証明の請求に係る受付帳にあっては、受付の年の翌年から一年間)</p>
--	---

<p>(第二十二條第二項において準用する場合を含む。)の規定により申請書類つづり込み帳につづり込まれたものにあつては、電磁的記録に記録して保存した日から三十年間)</p> <p>十 権利に関する登記の申請情報及びその添付情報(申請情報及びその添付情報以外の情報であつて申請書類つづり込み帳につづり込まれた書類に記載されたものを含む。次号において同じ。)受付の日から三十年間(第二十一條第二項において準用する第二十二條第三項の規定により申請書類つづり込み帳につづり込まれたものにあつては、電磁的記録に記録して保存した日から三十年間)</p> <p>十一 職権表示登記等事件簿に記載された情報 立件の日から五年間</p> <p>十二 職権表示登記等書類つづり込み帳につづり込まれた書類に記載された情報 立件の日から三十年間</p> <p>十三 土地所在図、地積測量図、建物図面及び各階平面図(第二十二條第三項(第二十二條第二項において準用する場合を含む。))の規定により申請書類つづり込み帳につづり込まれたものを除く。)永久(閉鎖したものにあっては、閉鎖した日から三十年間)</p> <p>十四 地役権図面(第二十一條第二項において準用する第二十二條第三項の規定により申請書類つづり込み帳につづり込まれたものを除く。)閉鎖した日から三十年間</p> <p>十五 決定原本つづり込み帳又は審査請求書類等つづり込み帳につづり込まれた書類に記載された情報 申請又は申出を却下した決定又は審査請求の受付の年の翌年から五年間</p> <p>十六 各種通知簿に記載された情報 通知の年の翌年から一年間</p> <p>十七 登記識別情報の失効の申出に関する情報 当該申出の受付の日から十年間</p> <p>十八 請求書類つづり込み帳につづり込まれた書類に記載された情報 受付の日から一年間</p>	<p>九 表示に関する登記の申請情報及びその添付情報 受付の日から三十年間(第二十二條第三項(第二十二條第二項において準用する場合を含む。))の規定により申請書類つづり込み帳につづり込まれたものにあつては、電磁的記録に記録して保存した日から三十年間)</p> <p>十 権利に関する登記の申請情報及びその添付情報(申請情報及びその添付情報以外の情報であつて申請書類つづり込み帳につづり込まれた書類に記載されたものを含む。次号において同じ。)受付の日から三十年間(第二十一條第二項において準用する第二十二條第三項の規定により申請書類つづり込み帳につづり込まれたものにあつては、電磁的記録に記録して保存した日から三十年間)</p> <p>十一 職権表示登記等事件簿に記載された情報 立件の日から五年間</p> <p>十二 職権表示登記等書類つづり込み帳につづり込まれた書類に記載された情報 立件の日から三十年間</p> <p>十三 土地所在図、地積測量図、建物図面及び各階平面図(第二十二條第三項(第二十二條第二項において準用する場合を含む。))の規定により申請書類つづり込み帳につづり込まれたものを除く。)永久(閉鎖したものにあっては、閉鎖した日から三十年間)</p> <p>十四 地役権図面(第二十一條第二項において準用する第二十二條第三項の規定により申請書類つづり込み帳につづり込まれたものを除く。)閉鎖した日から三十年間</p> <p>十五 決定原本つづり込み帳又は審査請求書類等つづり込み帳につづり込まれた書類に記載された情報 申請又は申出を却下した決定又は審査請求の受付の年の翌年から五年間</p> <p>十六 各種通知簿に記載された情報 通知の年の翌年から一年間</p> <p>十七 登記識別情報の失効の申出に関する情報 当該申出の受付の日から十年間</p> <p>十八 請求書類つづり込み帳につづり込まれた書類に記載された情報 受付の日から一年間</p>
---	---

- 本則 -

施行日：平成23年 6月27日

<p>(登記識別情報の通知を要しない場合 ◆追加◆)</p> <p>第六十四條 法第二十一條ただし書の法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 法第二十一條本文の規定により登記識別情報の通知を受けるべき者があらかじめ登記識別情報の通知を希望しない旨の申出をした場合(官庁又は公署が登記権利者のために登記の囑託をした場合において、当該官庁又は公署が当該登記権利者の申出に基づいて登記識別情報の通知を希望しない旨の申出をしたときを含む。)</p> <p>二 法第二十一條本文の規定により登記識別情報の通知を受けるべき者(第六十三條第一項第</p>	<p>(登記識別情報の通知を要しない場合 等)</p> <p>第六十四條 法第二十一條ただし書の法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 法第二十一條本文の規定により登記識別情報の通知を受けるべき者があらかじめ登記識別情報の通知を希望しない旨の申出をした場合(官庁又は公署が登記権利者のために登記の囑託をした場合において、当該官庁又は公署が当該登記権利者の申出に基づいて登記識別情報の通知を希望しない旨の申出をしたときを含む。)</p> <p>二 法第二十一條本文の規定により登記識別情報の通知を受けるべき者(第六十三條第一項第</p>
---	--

<p>一号に定める方法によって通知を受けるべきものに限る。)が、登記官の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに登記識別情報が記録され、電子情報処理組織を使用して送信することが可能になった時から三十日以内に自己の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該登記識別情報を記録しない場合</p> <p>三 法第二十一条本文の規定により登記識別情報の通知を受けるべき者(第六十三条第一項第二号に定める方法によって通知を受けるべきものに限る。)が、登記完了の時から三月以内に登記識別情報を記載した書面を受領しない場合</p> <p>四 法第二十一条本文の規定により登記識別情報の通知を受けるべき者が官庁又は公署である場合(当該官庁又は公署があらかじめ登記識別情報の通知を希望する旨の申出をした場合を除く。)</p> <p>2 前項第一号及び第四号の申出をするときは、その旨を申請情報の内容とするものとする。</p> <p>◆追加◆ ◆追加◆</p>	<p>一号に定める方法によって通知を受けるべきものに限る。)が、登記官の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに登記識別情報が記録され、電子情報処理組織を使用して送信することが可能になった時から三十日以内に自己の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該登記識別情報を記録しない場合</p> <p>三 法第二十一条本文の規定により登記識別情報の通知を受けるべき者(第六十三条第一項第二号に定める方法によって通知を受けるべきものに限る。)が、登記完了の時から三月以内に登記識別情報を記載した書面を受領しない場合</p> <p>四 法第二十一条本文の規定により登記識別情報の通知を受けるべき者が官庁又は公署である場合(当該官庁又は公署があらかじめ登記識別情報の通知を希望する旨の申出をした場合を除く。)</p> <p>2 前項第一号及び第四号の申出をするときは、その旨を申請情報の内容とするものとする。</p> <p>3 登記官は、第一項第二号に規定する場合には同号に規定する登記識別情報を、同項第三号に規定する場合には同号に規定する登記識別情報を記載した書面を廃棄することができる。</p> <p>4 第二十九条の規定は、前項の規定により登記識別情報又は登記識別情報を記載した書面を廃棄する場合には、適用しない。</p>
---	--

- 本則 -

施行日：平成23年 6月27日

<p>(登記識別情報を記載した書面の廃棄)</p> <p>第六十九条 登記官は、第六十六条第一項第二号(前条第二項後段において準用する場合を含む。)の規定により登記識別情報を記載した書面が提出された場合において、当該登記識別情報を提供した申請に基づく登記を完了したとき又は請求の審査を終了したときは、速やかに、当該書面を廃棄するものとする。</p> <p>◆追加◆</p>	<p>(登記識別情報を記載した書面の廃棄)</p> <p>第六十九条 登記官は、第六十六条第一項第二号(前条第二項後段において準用する場合を含む。)の規定により登記識別情報を記載した書面が提出された場合において、当該登記識別情報を提供した申請に基づく登記を完了したとき又は請求の審査を終了したときは、速やかに、当該書面を廃棄するものとする。</p> <p>2 第二十九条の規定は、前項の規定により登記識別情報を記載した書面を廃棄する場合には、適用しない。</p>
--	---

- 本則 -

施行日：平成23年 4月 1日

<p>(区分建物の登記記録の閉鎖)</p> <p>第一百七十七条 登記官は、区分建物である建物の登記記録を閉鎖する場合において、当該登記記録の閉鎖後においても当該建物(以下この条において「閉鎖建物」という。)が属する一棟の建物に他の建物(附属建物として登記されているものを除く。)が存することとなるときは、第八条 後段の規定にかかわらず、閉鎖建物の登記記録に記録された次に掲げる事項を抹消する記号を記録することを要しない。</p>	<p>(区分建物の登記記録の閉鎖)</p> <p>第一百七十七条 登記官は、区分建物である建物の登記記録を閉鎖する場合において、当該登記記録の閉鎖後においても当該建物(以下この条において「閉鎖建物」という。)が属する一棟の建物に他の建物(附属建物として登記されているものを除く。)が存することとなるときは、第八条 ◆削除◆の規定にかかわらず、閉鎖建物の登記記録に記録された次に掲げる事項を抹消する記号を記録することを要しない。</p>
---	---

<p>一 一棟の建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番</p> <p>二 一棟の建物の構造及び床面積</p> <p>三 一棟の建物の名称があるときは、その名称</p> <p>四 前条第一項の規定により記録されている当該他の建物の家屋番号</p> <p>2 登記官は、前項の場合には、閉鎖建物が属する一棟の建物に属する他の建物の登記記録に記録されている当該閉鎖建物の家屋番号を抹消する記号を記録しなければならない。</p> <p>3 登記官は、第一項に規定する場合以外の場合において、区分建物である建物の登記記録を閉鎖するときは、閉鎖建物の登記記録及び当該閉鎖建物が属する一棟の建物に属する他の建物の登記記録（閉鎖されたものも含む。）の第一項各号に掲げる事項を抹消する記号を記録しなければならない。</p>	<p>一 一棟の建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番</p> <p>二 一棟の建物の構造及び床面積</p> <p>三 一棟の建物の名称があるときは、その名称</p> <p>四 前条第一項の規定により記録されている当該他の建物の家屋番号</p> <p>2 登記官は、前項の場合には、閉鎖建物が属する一棟の建物に属する他の建物の登記記録に記録されている当該閉鎖建物の家屋番号を抹消する記号を記録しなければならない。</p> <p>3 登記官は、第一項に規定する場合以外の場合において、区分建物である建物の登記記録を閉鎖するときは、閉鎖建物の登記記録及び当該閉鎖建物が属する一棟の建物に属する他の建物の登記記録（閉鎖されたものも含む。）の第一項各号に掲げる事項を抹消する記号を記録しなければならない。</p>
--	--

- 本則 -

施行日：平成23年 4月 1日

<p>(敷地権の登記の抹消)</p> <p>第二百二十四条 登記官は、敷地権付き区分建物について、敷地権であった権利が敷地権でない権利となったことによる建物の表題部に関する変更の登記をしたときは、当該敷地権の目的であった土地の登記記録の権利部の相当区に敷地権の変更の登記により敷地権を抹消する旨及びその年月日を記録し、同区の敷地権である旨の登記の抹消をしなければならない。敷地権であった権利が消滅したことによる建物の表題部に関する変更の登記をしたときも、同様とする。</p> <p>2 登記官は、前項前段の場合には、同項の土地の登記記録の権利部の相当区に、敷地権であった権利、その権利の登記名義人の氏名又は名称及び住所並びに登記名義人が二人以上であるときは当該権利の登記名義人ごとの持分を記録し、敷地権である旨の登記を抹消したことにより登記をする旨及び登記の年月日を記録しなければならない。</p> <p>3 登記官は、前項に規定する登記をすべき場合において、敷地権付き区分建物の登記記録に特定登記（法第五十五条第一項に規定する特定登記をいう。以下同じ。）があるときは、当該敷地権付き区分建物の登記記録から第一項の土地の登記記録の権利部の相当区にこれを転写しなければならない。</p> <p>4 登記官は、前項の場合において、第一項の土地の登記記録の権利部の相当区に前項の規定により転写すべき登記に後れる登記があるときは、同項の規定にかかわらず、新たに当該土地の登記記録の権利部の相当区を作成した上、当該新たに作成された権利部の相当区に、権利の順序に従って、同項の規定により転写すべき登記を転写し、かつ、従前の登記記録の権利部の相当区にされていた登記を移記しなければならない。この場合には、従前の登記記録の権利部の</p>	<p>(敷地権の登記の抹消)</p> <p>第二百二十四条 登記官は、敷地権付き区分建物について、敷地権であった権利が敷地権でない権利となったことによる建物の表題部に関する変更の登記をしたときは、当該敷地権の目的であった土地の登記記録の権利部の相当区に敷地権の変更の登記により敷地権を抹消する旨及びその年月日を記録し、同区の敷地権である旨の登記の抹消をしなければならない。敷地権であった権利が消滅したことによる建物の表題部に関する変更の登記をしたときも、同様とする。</p> <p>2 登記官は、前項前段の場合には、同項の土地の登記記録の権利部の相当区に、敷地権であった権利、その権利の登記名義人の氏名又は名称及び住所並びに登記名義人が二人以上であるときは当該権利の登記名義人ごとの持分を記録し、敷地権である旨の登記を抹消したことにより登記をする旨及び登記の年月日を記録しなければならない。</p> <p>3 登記官は、前項に規定する登記をすべき場合において、敷地権付き区分建物の登記記録に特定登記（法第五十五条第一項に規定する特定登記をいう。以下同じ。）があるときは、当該敷地権付き区分建物の登記記録から第一項の土地の登記記録の権利部の相当区にこれを転写しなければならない。</p> <p>4 登記官は、前項の場合において、第一項の土地の登記記録の権利部の相当区に前項の規定により転写すべき登記に後れる登記があるときは、同項の規定にかかわらず、新たに当該土地の登記記録を作成した上、当該登記記録の表題部に従前の登記記録の表題部にされていた登記を移記するとともに、権利部に、権利の順序に従って、同項の規定により転写すべき登記を転写し、かつ、従前の登記記録の権利部にされていた登記を移記しなければならない。この場合に</p>
---	---

相当区に当該土地の不動産所在事項並びに本項の規定により登記を移記した旨及びその年月日を記録し、従前の登記記録の権利部の相当区を閉鎖しなければならない。

- 5 登記官は、前二項の規定により土地の登記記録の権利部の相当区に登記を転写し、又は移記したときは、その登記の末尾に第三項又は第四項の規定により転写し、又は移記した旨を記録しなければならない。
- 6 登記官は、第三項の規定により転写すべき登記が、一般の先取特権、質権又は抵当権の登記であるときは、共同担保目録を作成しなければならない。この場合には、建物及び土地の各登記記録の転写された権利に係る登記の末尾に、新たに作成した共同担保目録の記号及び目録番号を記録しなければならない。
- 7 前項の規定は、転写すべき登記に係る権利について既に共同担保目録が作成されていた場合には、適用しない。この場合において、登記官は、当該共同担保目録の従前の敷地権付き区分建物を目的とする権利を抹消する記号を記録し、敷地権の消滅後の建物及び土地を目的とする権利を記録して、土地の登記記録の当該権利の登記の末尾に当該共同担保目録の記号及び目録番号を記録しなければならない。
- 8 登記官は、第一項の変更の登記をした場合において、敷地権の目的である土地が他の登記所の管轄区域内にあるときは、遅滞なく、当該他の登記所に同項の登記をした旨及び第二項又は第三項の規定により記録し、又は転写すべき事項を通知しなければならない。
- 9 前項の通知を受けた登記所の登記官は、遅滞なく、第一項から第七項までに定める手続をしなければならない。

◆追加◆

は、従前の登記記録の表題部及び権利部にこの項の規定により登記を移記した旨及びその年月日を記録し、従前の登記記録を閉鎖しなければならない。

- 5 登記官は、前二項の規定により土地の登記記録の権利部の相当区に登記を転写し、又は移記したときは、その登記の末尾に第三項又は第四項の規定により転写し、又は移記した旨を記録しなければならない。
- 6 登記官は、第三項の規定により転写すべき登記が、一般の先取特権、質権又は抵当権の登記であるときは、共同担保目録を作成しなければならない。この場合には、建物及び土地の各登記記録の転写された権利に係る登記の末尾に、新たに作成した共同担保目録の記号及び目録番号を記録しなければならない。
- 7 前項の規定は、転写すべき登記に係る権利について既に共同担保目録が作成されていた場合には、適用しない。この場合において、登記官は、当該共同担保目録の従前の敷地権付き区分建物を目的とする権利を抹消する記号を記録し、敷地権の消滅後の建物及び土地を目的とする権利を記録して、土地の登記記録の当該権利の登記の末尾に当該共同担保目録の記号及び目録番号を記録しなければならない。
- 8 登記官は、第一項の変更の登記をした場合において、敷地権の目的である土地が他の登記所の管轄区域内にあるときは、遅滞なく、当該他の登記所に同項の登記をした旨及び第二項又は第三項の規定により記録し、又は転写すべき事項を通知しなければならない。
- 9 前項の通知を受けた登記所の登記官は、遅滞なく、第一項から第七項までに定める手続をしなければならない。

10 第六条後段の規定は、第四項の規定により登記を移記する場合について準用する。

- 本則 -

施行日：平成23年 4月 1日

- (敷地権の不存在による更正の登記)
- 第二百六条 登記官は、敷地権の不存在を原因とする建物の表題部に関する更正の登記をしたときは、その権利の目的である土地の登記記録の権利部の相当区に敷地権の更正の登記により敷地権を抹消する旨及びその年月日を記録し、同区の敷地権である旨の登記の抹消をしなければならない。
- 2 登記官は、前項の場合において、法第七十三条第一項本文の規定により敷地権の移転の登記としての効力を有する登記があるときは、前項の土地の登記記録の権利部の相当区に当該登記の全部を転写しなければならない。
  - 3 第二百二十四条第三項から第九項までの規定は、前項の場合について準用する。

- (敷地権の不存在による更正の登記)
- 第二百六条 登記官は、敷地権の不存在を原因とする建物の表題部に関する更正の登記をしたときは、その権利の目的である土地の登記記録の権利部の相当区に敷地権の更正の登記により敷地権を抹消する旨及びその年月日を記録し、同区の敷地権である旨の登記の抹消をしなければならない。
- 2 登記官は、前項の場合において、法第七十三条第一項本文の規定により敷地権の移転の登記としての効力を有する登記があるときは、前項の土地の登記記録の権利部の相当区に当該登記の全部を転写しなければならない。
  - 3 第二百二十四条第三項から第十項までの規定は、前項の場合について準用する。

- 本則 -	
施行日：平成23年 4月 1日	
<p>(敷地権付き区分建物の滅失の登記)                  第百四十五条 第百二十四条第一項から第五項まで、<b>第八項及び第九項</b>の規定は、敷地権付き区分建物の滅失の登記をする場合について準用する。</p> <p>2 第百二十四条第六項及び第七項の規定は、前項の場合において、当該敷地権付き区分建物の敷地権の目的であった土地が二筆以上あるときについて準用する。</p>	<p>(敷地権付き区分建物の滅失の登記)                  第百四十五条 第百二十四条第一項から第五項まで<b>及び第八項から第十項まで</b>の規定は、敷地権付き区分建物の滅失の登記をする場合について準用する。</p> <p>2 第百二十四条第六項及び第七項の規定は、前項の場合において、当該敷地権付き区分建物の敷地権の目的であった土地が二筆以上あるときについて準用する。</p>

- 本則 -	
施行日：平成23年 6月27日	
<p>第四節 補則                  第一款 通知                  (登記完了証)                  第百八十一条 登記官は、登記の申請に基づいて登記を完了したときは、申請人に対し、登記完了証を交付することにより、登記が完了した旨を通知しなければならない。この場合において、申請人が二人以上あるときは、その一人（登記権利者及び登記義務者が申請人であるときは、登記権利者及び登記義務者の各一人）に通知すれば足りる。</p> <p>2 前項の登記完了証は、別記第六号様式により、<b>不動産所在事項、不動産番号、登記の目的、申請の受付の年月日及び受付番号</b>を記録して作成するものとする。</p> <p>◆追加◆                  ◆追加◆                  ◆追加◆                  ◆追加◆                  ◆追加◆                  ◆追加◆                  ◆追加◆</p>	<p>第四節 補則                  第一款 通知                  (登記完了証)                  第百八十一条 登記官は、登記の申請に基づいて登記を完了したときは、申請人に対し、登記完了証を交付することにより、登記が完了した旨を通知しなければならない。この場合において、申請人が二人以上あるときは、その一人（登記権利者及び登記義務者が申請人であるときは、登記権利者及び登記義務者の各一人）に通知すれば足りる。</p> <p>2 前項の登記完了証は、別記第六号様式により、<b>次の各号に掲げる事項</b>を記録して作成するものとする。</p> <p>一 申請の受付の年月日及び受付番号                  二 第百四十七条第二項の符号                  三 不動産番号                  四 法第三十四条第一項各号及び第四十四条第一項各号（第六号及び第九号を除く。）に掲げる事項                  五 共同担保目録の記号及び目録番号（新たに共同担保目録を作成したとき及び共同担保目録に記録された事項を変更若しくは更正し、又は抹消する記号を記録したときに限る。）                  六 法第二十七条第二号の登記の年月日                  七 申請情報（電子申請の場合にあっては、第三十四条第一項第一号に規定する情報及び第三十六条第四項に規定する住民票コードを除き、書面申請の場合にあっては、登記の目的に限る。）</p>

- 本則 -	
施行日：平成23年 6月27日	
<p>(登記完了証の交付の方法)                  第百八十二条 登記完了証の交付は <b>◆追加◆</b>、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める方法による。</p> <p>一 電子申請 法務大臣の定めるところにより、登記官の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された登記完了証を電子情報</p>	<p>(登記完了証の交付の方法)                  第百八十二条 登記完了証の交付は、<b>法務大臣が別に定める場合を除き</b>、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める方法による。</p> <p>一 電子申請 法務大臣の定めるところにより、登記官の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された登記完了証を電子情報</p>

<p>処理組織を使用して送信し、これを申請人又はその代理人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法        二 書面申請 登記完了証を書面により交付する方法  <b>2 前項第一号の規定にかかわらず、官庁又は公署が登記権利者のために電子申請により登記の嘱托をしたときにおける登記完了証の交付は、同項第二号に定める方法によりすることができる。</b>        ◆追加◆        ◆追加◆</p>	<p>処理組織を使用して送信し、これを申請人又はその代理人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法        二 書面申請 登記完了証を書面により交付する方法        ◆削除◆  <b>2 送付の方法により登記完了証の交付を求める場合には、申請人は、その旨及び送付先の住所を申請情報の内容としなければならない。</b>  <b>3 第五十五条第七項から第九項までの規定は、送付の方法により登記完了証を交付する場合について準用する。</b></p>
---	--

- 本則 -

施行日：平成23年 6月27日

<p>◆追加◆</p>	<p>(登記が完了した旨の通知を要しない場合)  <b>第百八十二条の二 登記官は、次の各号に掲げる場合には、第百八十一条第一項の規定にかかわらず、申請人に対し、登記が完了した旨の通知をすることを要しない。この場合においては、同条第二項の規定により作成した登記完了証を廃棄することができる。</b>        一 前条第一項第一号に規定する方法により登記完了証を交付する場合において、登記完了証の交付を受けるべき者が、登記官の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに登記完了証が記録され、電子情報処理組織を使用して送信することが可能になった時から三十日を経過しても、自己の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該登記完了証を記録しないとき。        二 前条第一項第二号に規定する方法により登記完了証を交付する場合において、登記完了証の交付を受けるべき者が、登記完了の時から三月を経過しても、登記完了証を受領しないとき。  <b>2 第二十九条の規定は、前項の規定により登記完了証を廃棄する場合には、適用しない。</b></p>
-------------	---

- 本則 -

施行日：未定

<p><b>第二款 登録免許税</b>        (登録免許税を納付する場合における申請情報等)  <b>第百八十九条 登記の申請においては、登録免許税額を申請情報の内容としなければならない。この場合において、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第一第一号(一)から(三)まで、(五)から(七)まで、(十)、(十一)及び(十二)イからホまでに掲げる登記については、課税標準の金額も申請情報の内容としなければならない。</b>  <b>2 登録免許税法又は租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)その他の法令の規定により登録免許税を免除されている場合には、前項の</b></p>	<p><b>第二款 登録免許税</b>        (登録免許税を納付する場合における申請情報等)  <b>第百八十九条 登記の申請においては、登録免許税額を申請情報の内容としなければならない。この場合において、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第一第一号(一)から(三)まで、(五)から(七)まで、(十)、(十一)及び(十二)イからホまでに掲げる登記については、課税標準の金額も申請情報の内容としなければならない。</b>  <b>2 登録免許税法又は租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)その他の法令の規定により登録免許税を免除されている場合には、前項の</b></p>
---	---



規定により申請情報の内容とする事項（以下「登録免許税額等」という。）に代えて、免除の根拠となる法令の条項を申請情報の内容としなければならない。

- 3 登録免許税法又は租税特別措置法その他の法令の規定により登録免許税が軽減されている場合には、登録免許税額等のほか、軽減の根拠となる法令の条項を申請情報の内容としなければならない。
- 4 登録免許税法第十三条第一項の規定により一の抵当権等の設定登記（同項に規定する抵当権等の設定登記をいう。）とみなされる登記の申請を二以上の申請情報によってする場合には、登録免許税額等は、そのうちの一の申請情報の内容とすれば足りる。ただし、同法第十三条第一項後段の規定により最も低い税率をもって当該設定登記の登録免許税の税率とする場合においては、登録免許税額等をその最も低い税率によるべき不動産等に関する権利（同法第十一条に規定する不動産等に関する権利をいう。）についての登記の申請情報の内容としなければならない。
- 5 前項の場合において、その申請が電子申請であるときは登録免許税額等を一の申請の申請情報の内容とした旨を他の申請情報の内容とし、その申請が書面申請であるときは登録免許税額等を記載した申請書（申請情報の全部を記録した磁気ディスクにあっては、登記所の定める書類）に登録免許税の領収証書又は登録免許税額相当の印紙をはり付けて他の申請書にはその旨を記録しなければならない。
- 6 登記官の認定した課税標準の金額が申請情報の内容とされた課税標準の金額による税額を超える場合において、申請人がその差額を納付するときは、差額として納付する旨も申請情報の内容として追加しなければならない。
- 7 **国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十五条第一項の規定による審査請求に対する裁決により確定した課税標準の金額による登録免許税を納付して登記の申請をする場合には、申請人は、当該課税標準の金額が確定している旨を申請情報の内容とし、かつ、当該金額が確定していることを証する情報をその申請情報と併せて提供しなければならない。**

規定により申請情報の内容とする事項（以下「登録免許税額等」という。）に代えて、免除の根拠となる法令の条項を申請情報の内容としなければならない。

- 3 登録免許税法又は租税特別措置法その他の法令の規定により登録免許税が軽減されている場合には、登録免許税額等のほか、軽減の根拠となる法令の条項を申請情報の内容としなければならない。
- 4 登録免許税法第十三条第一項の規定により一の抵当権等の設定登記（同項に規定する抵当権等の設定登記をいう。）とみなされる登記の申請を二以上の申請情報によってする場合には、登録免許税額等は、そのうちの一の申請情報の内容とすれば足りる。ただし、同法第十三条第一項後段の規定により最も低い税率をもって当該設定登記の登録免許税の税率とする場合においては、登録免許税額等をその最も低い税率によるべき不動産等に関する権利（同法第十一条に規定する不動産等に関する権利をいう。）についての登記の申請情報の内容としなければならない。
- 5 前項の場合において、その申請が電子申請であるときは登録免許税額等を一の申請の申請情報の内容とした旨を他の申請情報の内容とし、その申請が書面申請であるときは登録免許税額等を記載した申請書（申請情報の全部を記録した磁気ディスクにあっては、登記所の定める書類）に登録免許税の領収証書又は登録免許税額相当の印紙をはり付けて他の申請書にはその旨を記録しなければならない。
- 6 登記官の認定した課税標準の金額が申請情報の内容とされた課税標準の金額による税額を超える場合において、申請人がその差額を納付するときは、差額として納付する旨も申請情報の内容として追加しなければならない。
- 7 **国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律（昭和三十七年法律第六十六号）第七十五条第一項の規定による審査請求に対する裁決により確定した課税標準の金額による登録免許税を納付して登記の申請をする場合には、申請人は、当該課税標準の金額が確定している旨を申請情報の内容とし、かつ、当該金額が確定していることを証する情報をその申請情報と併せて提供しなければならない。**

- 本則 -

施行日：平成23年 4月 1日

第四章 登記事項の証明等  
（登記事項証明書の交付の請求情報等）  
第百九十三条 登記事項証明書、登記事項要約書、地図等の全部若しくは一部の写し（地図等が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面 **◆追加◆**）又は土地所在図等の全部若しくは一部の写し（土地所在図等が電磁的記録に記録されているとき

第四章 登記事項の証明等  
（登記事項証明書の交付の請求情報等）  
第百九十三条 登記事項証明書、登記事項要約書、地図等の全部若しくは一部の写し（地図等が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面 **以下この条において同じ。**）又は土地所在図等の全部若しくは一部の写し（土地所在図等が電磁的記録に記

は、当該記録された情報の内容を証明した書面  
**◆追加◆**）の交付の請求をするときは、次に掲げる事項を内容とする情報（以下この章において「請求情報」という。）を提供しなければならない。地図等又は登記簿の附属書類の閲覧の請求をするときも、同様とする。

- 一 請求人の氏名又は名称
- 二 不動産所在事項又は不動産番号
- 三 交付の請求をする場合にあっては、請求に係る書面の通数
- 四 登記事項証明書の交付の請求をする場合にあっては、第百九十六条第一項各号（同条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる登記事項証明書の区分
- 五 登記事項証明書の交付の請求をする場合において、共同担保目録又は信託目録に記録された事項について証明を求めるときは、その旨
- 六 地図等又は土地所在図等の一部の写しの交付の請求をするときは、請求する部分

**◆追加◆**

2 法第二百一十一条第二項の規定により土地所在図等以外の登記簿の附属書類の閲覧の請求をするときは、前項第一号及び第二号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を請求情報の内容とする。

- 一 請求人の住所
- 二 請求人が法人であるときは、その代表者の氏名
- 三 代理人によって請求するときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名
- 四 法第二百一十一条第二項ただし書の利害関係を有する理由及び閲覧する部分

3 前項の閲覧の請求をするときは、同項第四号の利害関係がある理由を証する書面を提示しなければならない。

4 第二項の閲覧の請求を代理人によってするときは、当該代理人の権限を証する書面を提示しなければならない。

5 第二項の閲覧の請求をする場合において、請求人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する書面を提示しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 請求を受ける登記所が、当該法人の登記を受けた登記所と同一であり、かつ、法務大臣が指定した登記所以外のものである場合
- 二 請求を受ける登記所が、当該法人の登記を受けた登記所と同一である登記所に準ずるものとして法務大臣が指定した登記所である場合

6 前項の指定は、告示してしなければならない。

録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面。**以下この条において同じ。**）の交付の請求をするときは、次に掲げる事項を内容とする情報（以下この章において「請求情報」という。）を提供しなければならない。地図等又は登記簿の附属書類の閲覧の請求をするときも、同様とする。

- 一 請求人の氏名又は名称
- 二 不動産所在事項又は不動産番号
- 三 交付の請求をする場合にあっては、請求に係る書面の通数
- 四 登記事項証明書の交付の請求をする場合にあっては、第百九十六条第一項各号（同条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる登記事項証明書の区分
- 五 登記事項証明書の交付の請求をする場合において、共同担保目録又は信託目録に記録された事項について証明を求めるときは、その旨
- 六 地図等又は土地所在図等の一部の写しの交付の請求をするときは、請求する部分

**七 送付の方法により登記事項証明書、地図等の全部若しくは一部の写し又は土地所在図等の全部若しくは一部の写しの交付の請求をするときは、その旨及び送付先の住所**

2 法第二百一十一条第二項の規定により土地所在図等以外の登記簿の附属書類の閲覧の請求をするときは、前項第一号及び第二号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を請求情報の内容とする。

- 一 請求人の住所
- 二 請求人が法人であるときは、その代表者の氏名
- 三 代理人によって請求するときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名
- 四 法第二百一十一条第二項ただし書の利害関係を有する理由及び閲覧する部分

3 前項の閲覧の請求をするときは、同項第四号の利害関係がある理由を証する書面を提示しなければならない。

4 第二項の閲覧の請求を代理人によってするときは、当該代理人の権限を証する書面を提示しなければならない。

5 第二項の閲覧の請求をする場合において、請求人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する書面を提示しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 請求を受ける登記所が、当該法人の登記を受けた登記所と同一であり、かつ、法務大臣が指定した登記所以外のものである場合
- 二 請求を受ける登記所が、当該法人の登記を受けた登記所と同一である登記所に準ずるものとして法務大臣が指定した登記所である場合

6 前項の指定は、告示してしなければならない。

施行日：平成23年 4月 1日

(登記事項証明書等の交付の請求の方法等)  
 第九十四条 前条第一項の交付の請求又は同項若しくは同条第二項の閲覧の請求は、請求情報を記載した書面(第二百三条並びに第二百四条第一項及び第二項において「請求書」という。)を登記所に提出する方法によりしなければならない。  
 2 登記事項証明書の交付(送付の方法による交付を除く。)の請求は、前項の方法のほか、法務大臣の定めるところにより、登記官が管理する入出力装置に請求情報を入力する方法によりすることができる。  
 3 **送付の方法による**登記事項証明書の交付の請求は、**第一項**の方法のほか、法務大臣の定めるところにより、請求情報を電子情報処理組織を使用して登記所に提供する方法によりすることができる。**この場合には、請求人は、送付先の住所を請求情報の内容としなければならない。**

(登記事項証明書等の交付の請求の方法等)  
 第九十四条 前条第一項の交付の請求又は同項若しくは同条第二項の閲覧の請求は、請求情報を記載した書面(第二百三条並びに第二百四条第一項及び第二項において「請求書」という。)を登記所に提出する方法によりしなければならない。  
 2 登記事項証明書の交付(送付の方法による交付を除く。)の請求は、前項の方法のほか、法務大臣の定めるところにより、登記官が管理する入出力装置に請求情報を入力する方法によりすることができる。  
 3 **◆削除◆**登記事項証明書の交付の請求は、**前二項**の方法のほか、法務大臣の定めるところにより、請求情報を電子情報処理組織を使用して登記所に提供する方法によりすることができる。**この場合において、登記事項証明書を登記所で受領しようとするときは、その旨を請求情報の内容としなければならない。**

- 本則 -

施行日：平成23年 4月 1日

(他の登記所の登記官に対してする登記事項証明書の交付の請求の制限)  
 第九十五条 法第九十九条第五項の法務省令で定める場合は、登記記録のうち甲区若しくは乙区に記録されている登記の数(仮登記の余白の数を含む。)が五百を超える場合又は請求に係る一不動産の情報量が二百キロバイトを超える場合とする。

第九十五条 削除

- 本則 -

施行日：平成23年 4月 1日

(登記事項証明書の作成及び交付)  
 第九十七条 登記官は、登記事項証明書を作成するときは、請求に係る登記記録に記録された事項の全部又は一部である旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印しなければならない。この場合において、当該登記記録の甲区又は乙区の記録がないときは、認証文にその旨を付記しなければならない。  
 2 前項の規定により作成する登記事項証明書は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。ただし、登記記録に記録した事項の一部についての登記事項証明書については適宜の様式によるものとする。  
 一 土地の登記記録 別記第七号様式  
 二 建物(次号の建物を除く。)の登記記録 別記第八号様式  
 三 区分建物である建物に関する登記記録 別記第九号様式  
 四 共同担保目録 別記第十号様式

(登記事項証明書の作成及び交付)  
 第九十七条 登記官は、登記事項証明書を作成するときは、請求に係る登記記録に記録された事項の全部又は一部である旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印しなければならない。この場合において、当該登記記録の甲区又は乙区の記録がないときは、認証文にその旨を付記しなければならない。  
 2 前項の規定により作成する登記事項証明書は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。ただし、登記記録に記録した事項の一部についての登記事項証明書については適宜の様式によるものとする。  
 一 土地の登記記録 別記第七号様式  
 二 建物(次号の建物を除く。)の登記記録 別記第八号様式  
 三 区分建物である建物に関する登記記録 別記第九号様式  
 四 共同担保目録 別記第十号様式

<p>五 信託目録 別記第五号様式</p> <p>3 登記事項証明書を作成する場合において、第九十三条第一項第五号に掲げる事項が請求情報の内容とされていないときは、共同担保目録又は信託目録に記録された事項の記載を省略するものとする。</p> <p>4 登記事項証明書に登記記録に記録した事項を記載するときは、その順位番号の順序に従って記載するものとする。</p> <p>5 登記記録に記録されている事項を抹消する記号が記録されている場合において、登記事項証明書に抹消する記号を表示するときは、抹消に係る事項の下に線を付して記載するものとする。</p> <p>6 登記事項証明書の交付は、請求人の申出により、送付の方法によりすることができる。<b>この場合には、送付先の住所をも請求情報の内容とする。</b></p>	<p>五 信託目録 別記第五号様式</p> <p>3 登記事項証明書を作成する場合において、第九十三条第一項第五号に掲げる事項が請求情報の内容とされていないときは、共同担保目録又は信託目録に記録された事項の記載を省略するものとする。</p> <p>4 登記事項証明書に登記記録に記録した事項を記載するときは、その順位番号の順序に従って記載するものとする。</p> <p>5 登記記録に記録されている事項を抹消する記号が記録されている場合において、登記事項証明書に抹消する記号を表示するときは、抹消に係る事項の下に線を付して記載するものとする。</p> <p>6 登記事項証明書の交付は、請求人の申出により、送付の方法によりすることができる。<b>◆削除◆</b></p>
---	---

- 本則 -

施行日：平成23年 4月 1日

<p>◆追加◆</p>	<p>(登記事項証明書の受領の方法)</p> <p>第九十七条の二 第九十四条第三項前段の規定により登記事項証明書の交付を請求した者が当該登記事項証明書を登記所で受領するときは、法務大臣が定める情報を当該登記所に提供しなければならない。</p>
-------------	--

- 本則 -

施行日：平成23年 4月 1日

<p>(地図等の写し等の作成及び交付)</p> <p>第二百条 登記官は、地図等の全部又は一部の写しを作成するときは、地図等の全部又は一部の写しである旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印しなければならない。</p> <p>2 登記官は、地図等が電磁的記録に記録されている場合において、当該記録された地図等の内容を証明した書面を作成するときは、電磁的記録に記録されている地図等を書面に出力し、これに地図等に記録されている内容を証明した書面である旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印しなければならない。</p> <p>3 第九十七条第六項の規定は、地図等の全部又は一部の写し及び前項の書面の交付について準用する。</p> <p>4 第九十四条第二項及び第三項 <b>◆追加◆</b>の規定は、第二項の書面の交付の請求について準用する。</p>	<p>(地図等の写し等の作成及び交付)</p> <p>第二百条 登記官は、地図等の全部又は一部の写しを作成するときは、地図等の全部又は一部の写しである旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印しなければならない。</p> <p>2 登記官は、地図等が電磁的記録に記録されている場合において、当該記録された地図等の内容を証明した書面を作成するときは、電磁的記録に記録されている地図等を書面に出力し、これに地図等に記録されている内容を証明した書面である旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印しなければならない。</p> <p>3 第九十七条第六項の規定は、地図等の全部又は一部の写し及び前項の書面の交付について準用する。</p> <p>4 第九十四条第二項及び第三項 <b>並びに第九十七条の二</b>の規定は、第二項の書面の交付の請求について準用する。</p>
---	---

- 本則 -

施行日：平成23年 4月 1日

<p>(土地所在図等の写し等の作成及び交付)</p>	<p>(土地所在図等の写し等の作成及び交付)</p>
----------------------------	----------------------------

第二百一条 登記官は、土地所在図等の写しを作成するときは、土地所在図等の全部又は一部の写しである旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印しなければならない。

2 登記官は、土地所在図等が電磁的記録に記録されている場合において、当該記録された土地所在図等の内容を証明した書面を作成するときは、電磁的記録に記録されている土地所在図等を書面に出力し、これに土地所在図等に記録されている内容を証明した書面である旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印しなければならない。

3 第九十七条第六項の規定は、土地所在図等の写し及び前項の書面の交付について準用する。

4 第九十四条第二項及び第三項 **◆追加◆**の規定は、第二項の書面の交付の請求について準用する。

第二百一条 登記官は、土地所在図等の写しを作成するときは、土地所在図等の全部又は一部の写しである旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印しなければならない。

2 登記官は、土地所在図等が電磁的記録に記録されている場合において、当該記録された土地所在図等の内容を証明した書面を作成するときは、電磁的記録に記録されている土地所在図等を書面に出力し、これに土地所在図等に記録されている内容を証明した書面である旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印しなければならない。

3 第九十七条第六項の規定は、土地所在図等の写し及び前項の書面の交付について準用する。

4 第九十四条第二項及び第三項 **並びに第九十七条の二**の規定は、第二項の書面の交付の請求について準用する。

- 本則 -

施行日：平成23年 4月 1日

(手数料の納付方法)  
 第二百三条 法第九十九条第一項及び第二項、第一百二十条第一項及び第二項並びに第二百一十一条第一項及び第二項の手数料を **登記印紙**をもって納付するときは、請求書に **登記印紙**を **はり付け**てしなければならない。

2 前項の規定は、令第二十二條第一項に規定する証明の請求を第六十八条第三項第二号に掲げる方法によりする場合における手数料の納付について準用する。

(手数料の納付方法)  
 第二百三条 法第九十九条第一項及び第二項、第一百二十条第一項及び第二項並びに第二百一十一条第一項及び第二項の手数料を **収入印紙**をもって納付するときは、請求書に **収入印紙**を **貼り付け**てしなければならない。

2 前項の規定は、令第二十二條第一項に規定する証明の請求を第六十八条第三項第二号に掲げる方法によりする場合における手数料の納付について準用する。

- 本則 -

施行日：平成23年 4月 1日

第五節 筆界特定書等の写しの交付等  
 (筆界特定書等の写しの交付の請求情報等)  
 第二百三十八条 法第一百四十九条第一項の規定により筆界特定書等の写し（筆界特定書等が電磁的記録をもって作成されている場合における当該記録された情報の内容を証明した書面を含む。以下同じ。）の交付の請求をするときは、次に掲げる事項を内容とする情報（以下この節において「請求情報」という。）を提供しなければならない。筆界特定手続記録の閲覧の請求をするときも、同様とする。

一 請求人の氏名又は名称  
 二 手続番号  
 三 交付の請求をするときは、請求に係る書面の通数  
 四 筆界特定書等の一部の写しの交付の請求をするときは、請求する部分

**◆追加◆**  
 2 法第一百四十九条第二項の規定により筆界特定書等以外の筆界特定手続記録の閲覧の請求をするときは、前項第一号及び第二号に掲げる事項の

第五節 筆界特定書等の写しの交付等  
 (筆界特定書等の写しの交付の請求情報等)  
 第二百三十八条 法第一百四十九条第一項の規定により筆界特定書等の写し（筆界特定書等が電磁的記録をもって作成されている場合における当該記録された情報の内容を証明した書面を含む。以下同じ。）の交付の請求をするときは、次に掲げる事項を内容とする情報（以下この節において「請求情報」という。）を提供しなければならない。筆界特定手続記録の閲覧の請求をするときも、同様とする。

一 請求人の氏名又は名称  
 二 手続番号  
 三 交付の請求をするときは、請求に係る書面の通数  
 四 筆界特定書等の一部の写しの交付の請求をするときは、請求する部分  
**五 送付の方法により筆界特定書等の写しの交付の請求をするときは、その旨及び送付先の住所**

2 法第一百四十九条第二項の規定により筆界特定書

<p>ほか、次に掲げる事項を請求情報の内容とする。</p> <p>一 請求人の住所</p> <p>二 請求人が法人であるときは、その代表者の氏名</p> <p>三 代理人によって請求するときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名</p> <p>四 法第百四十九条第二項ただし書の利害関係を有する理由及び閲覧する部分</p> <p>3 前項の閲覧の請求をするときは、同項第四号の利害関係がある理由を証する書面を提示しなければならない。</p> <p>4 第二項の閲覧の請求を代理人によってするときは、当該代理人の権限を証する書面を提示しなければならない。</p> <p>5 第二項の閲覧の請求をする場合において、請求人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する書面を提示しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 請求を受ける登記所が、当該法人の登記を受けた登記所と同一であり、かつ、特定登記所以外のものである場合</p> <p>二 請求を受ける登記所が、当該法人の登記を受けた登記所と同一である登記所に準ずるものとして法務大臣が指定した登記所である場合</p>	<p>等以外の筆界特定手続記録の閲覧の請求をするときは、前項第一号及び第二号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を請求情報の内容とする。</p> <p>一 請求人の住所</p> <p>二 請求人が法人であるときは、その代表者の氏名</p> <p>三 代理人によって請求するときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名</p> <p>四 法第百四十九条第二項ただし書の利害関係を有する理由及び閲覧する部分</p> <p>3 前項の閲覧の請求をするときは、同項第四号の利害関係がある理由を証する書面を提示しなければならない。</p> <p>4 第二項の閲覧の請求を代理人によってするときは、当該代理人の権限を証する書面を提示しなければならない。</p> <p>5 第二項の閲覧の請求をする場合において、請求人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する書面を提示しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 請求を受ける登記所が、当該法人の登記を受けた登記所と同一であり、かつ、特定登記所以外のものである場合</p> <p>二 請求を受ける登記所が、当該法人の登記を受けた登記所と同一である登記所に準ずるものとして法務大臣が指定した登記所である場合</p>
---	---

- 本則 -

施行日：平成23年 4月 1日

<p>(筆界特定書等の写しの作成及び交付)</p> <p>第二百四十条 登記官は、筆界特定書等の写しを作成するとき（次項に規定する場合を除く。）は、筆界特定書等の全部又は一部の写しである旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印しなければならない。</p> <p>2 登記官は、筆界特定書等が電磁的記録をもって作成されている場合において、筆界特定書等の写しを作成するときは、電磁的記録に記録された筆界特定書等を書面に出し、これに筆界特定書等に記録されている内容を証明した書面である旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印しなければならない。</p> <p>3 筆界特定書等の写しの交付は、請求人の申出により、送付の方法によりすることができる。この場合には、送付先の住所をも請求情報の内容とする。</p>	<p>(筆界特定書等の写しの作成及び交付)</p> <p>第二百四十条 登記官は、筆界特定書等の写しを作成するとき（次項に規定する場合を除く。）は、筆界特定書等の全部又は一部の写しである旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印しなければならない。</p> <p>2 登記官は、筆界特定書等が電磁的記録をもって作成されている場合において、筆界特定書等の写しを作成するときは、電磁的記録に記録された筆界特定書等を書面に出し、これに筆界特定書等に記録されている内容を証明した書面である旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印しなければならない。</p> <p>3 筆界特定書等の写しの交付は、請求人の申出により、送付の方法によりすることができる。◆ 削除◆</p>
--	---

- 本則 -

施行日：平成23年 4月 1日

<p>(準用)</p> <p>第二百四十一条 第二百二条の規定は筆界特定手続</p>	<p>(準用)</p> <p>第二百四十一条 第二百二条の規定は筆界特定手続</p>
--	--

記録の閲覧について、第二百三条第一項の規定は法第四百九条第一項及び第二項の手数料を**登記印紙**をもって納付するときについて、第二百四条の規定は請求情報を記載した書面を登記所に提出する方法により第二百三十八条第一項の交付の請求をする場合において前条第三項の規定による申出をするときについて、第二百五条第二項の規定は第二百三十九条第二項に規定する方法により筆界特定書等の写しの交付の請求をする場合において手数料を納付するときについて、それぞれ準用する。この場合において、第二百二条第二項中「法第二百二条第二項及び第二百二条第二項」とあるのは「法第四百九条第二項」と、第二百三条第一項中「法第四百九条第一項及び第二項、第二百二条第一項及び第二項並びに第二百二条第一項及び第二項」とあるのは「法第四百九条第一項及び第二項」と、第二百四条第一項中「第九十三条第一項」とあるのは「第二百三十八条第一項」と、「第九十七条第六項（第二百条第三項及び第二百一条第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第二百四十条第三項」と読み替えるものとする。

記録の閲覧について、第二百三条第一項の規定は法第四百九条第一項及び第二項の手数料を**収入印紙**をもって納付するときについて、第二百四条の規定は請求情報を記載した書面を登記所に提出する方法により第二百三十八条第一項の交付の請求をする場合において前条第三項の規定による申出をするときについて、第二百五条第二項の規定は第二百三十九条第二項に規定する方法により筆界特定書等の写しの交付の請求をする場合において手数料を納付するときについて、それぞれ準用する。この場合において、第二百二条第二項中「法第二百二条第二項及び第二百二条第二項」とあるのは「法第四百九条第二項」と、第二百三条第一項中「法第四百九条第一項及び第二項、第二百二条第一項及び第二項並びに第二百二条第一項及び第二項」とあるのは「法第四百九条第一項及び第二項」と、第二百四条第一項中「第九十三条第一項」とあるのは「第二百三十八条第一項」と、「第九十七条第六項（第二百条第三項及び第二百一条第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第二百四十条第三項」と読み替えるものとする。

- その他 -

施行日：平成23年 6月27日

**別記**〔省略〕

**別記**〔省略〕

- 改正法・附則・題名- ～平成23年 3月25日 法務省令 第5号～

施行日：平成23年 4月 1日

◆追加◆

附 則（平成二三・三・二五法務令五）

- 改正法・附則- ～平成23年 3月25日 法務省令 第5号～

施行日：平成23年 4月 1日

◆追加◆

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中不動産登記規則第六十四条、第六十九条、第八十一条第二項、第八十二条、第八十二条の二及び別記第六号の改正規定〔中略〕平成二十三年六月二十七日
- 二 第一条中不動産登記規則第八十九条第七項の改正規定 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日又はこの規則の施行の日のいずれか遅い日

- 改正法・附則- ～平成23年 3月25日 法務省令 第5号～

施行日：平成23年 4月 1日

◆追加◆

（不動産登記規則の一部改正に伴う経過措置）  
 第二条 この省令による改正後の不動産登記規則の規定（他の省令において準用する場合を含

む。)は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この省令の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前の不動産登記規則により生じた効力を妨げない。

- 改正法・附則- ～平成23年 3月25日 法務省 令 第5号～

施行日：平成23年 4月 1日

◆追加◆

第三条 この省令の施行前にされた登記の申請については、なお従前の例による。

- 改正法・附則- ～平成23年 3月25日 法務省 令 第5号～

施行日：平成23年 4月 1日

◆追加◆

(登記印紙の廃止に伴う経過措置)  
 第四条 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第三百八十二条の規定及び特別会計に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十三年政令第 号）附則第二条の規定により手数料を収入印紙又は登記印紙をもって納付するときは、収入印紙又は登記印紙を請求書、嘱託書又は申請書に貼ってしなければならない。

- 改正法・附則- ～平成23年 3月25日 法務省 令 第5号～

施行日：平成23年 4月 1日

◆追加◆

第五条 第三条の規定による改正後の鉱害賠償登録規則第十三条第一項の規定にかかわらず、当分の間、手数料を納付するときは、収入印紙又は登記印紙をもってすることができる。